

県南広域振興局長告示第13号

土地改良法（昭和24年法律第195号）第48条第9項において準用する同法第8条第1項の規定により、次のとおり土地改良区の土地改良事業計画の変更の認可の申請を適当と決定した。

なお、同条第6項の規定により、平成20年1月29日から同年2月26日まで関係書類を縦覧に供する。

平成20年1月25日

県南広域振興局長 酒井俊巳

土地改良区名（所在地）	地区名	縦覧書類	縦覧場所
大迫町土地改良区（花巻市）	野田	当該決定に係る土地改良事業計画書（及び定款）の写し	花巻市